

令和6年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和6年9月2日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 3号 令和5年度永平寺町財政健全化比率等の報告について
- 第 5 承認第18号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 6 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定に
ついて
- 第 7 議案第62号 令和5年度永平寺町上下水道事業会計の剰余金処分及び
決算認定について
- 第 8 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 9 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に
ついて
- 第10 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について
- 第11 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ
いて
- 第12 議案第67号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第68号 永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第14 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第15 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について
- 第17 議案第72号 永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の

制定について

第18 議案第73号 松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について

第19 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第20 諮問第4号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第21 請願第3号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

第22 請願第4号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書

第23 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 川崎直文君
- 2番 中村勘太郎君
- 3番 長岡千恵子君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 酒井圭治君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	北川善一君
教育	長	竹内康高君
消防	長	宮川昌士君
総務課	長	多田和憲君
契約管財課	長	朝日清智君
総合政策課	長	清水智昭君
えい住支援課	長	深水正康君
建設課	長	竹澤隆一君
農林課	長	島田通正君
防災安全課	長	吉田仁君
商工観光課	長	江守直美君
上下水道課	長	勝見博隆君
福祉保健課	長	高嶋晃君
住民税務課	長	吉川貞夫君
学校教育課	長	山口健二君
生涯学習課	長	吉田正幸君
子育て支援課	長	池端時枝君
会計課	長	波多野清志君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局	長	清水和仁君
書	記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る8月20日、町長より令和6年第5回永平寺町定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご健勝にて、ここに本定例会が開会できますこと厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和6年第5回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、森山君、8番、清水憲一君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日9月2日から9月19日までの18日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月19日までの18日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が、監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より、招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和6年第5回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

にぎやかな蝉時雨もやみ、一雨ごとに秋色が加わり始めてまいりました。議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましてはご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

先月24日に開催しました第37回永平寺町大燈籠ながしでは、約1万7,000人の方々にご来場いただき、無事に開催することができました。町内各種団体、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、学生及び一般ボランティアの皆様にもご参加いただき、本当に多くの皆様のお力を集結して開催するイベントだと感じております。今後も大燈籠ながしの付加価値を高め、本町にとってより実りあるイベントとなるよう、実行委員会の皆様と進めてまいります。議員の皆様にも引き続きご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

次に、学校関係では、夏休みが終わり、日焼けした子供たちが元気に登校する姿を拝見し、とてもうれしく思っております。時節柄、熱中症対策を万全にしつつ、全国的に広がりを見せているコロナ感染症対策も合わせて図ってまいります。

部活動関係では、永平寺中学校男子卓球部、松岡中学校女子ソフトボール部、上志比中学校吹奏楽部及び福井永平寺ブルーサンダーチームがそれぞれ中体連、県大会で優秀な成績を収められ、その後の上位大会でもすばらしい成績を収めました。

国は早期に休日部活動を地域へ移行していく方針ですが、今後も、学校、外部

指導者及び保護者のご協力を得ながらスムーズな移行となるよう取り組んでまいります。

そのほかにも、永平寺中学校生徒による公園清掃や鮎のつかみ取り企画、上志比中学校及び松岡中学校でも町内イベントにボランティア参加をいただくなど、日々の学習等に加えてボランティア活動にも積極的に取り組まれています。このように将来を担う子供たちが、自主的に様々な活動や企画・運営に取り組んでいる姿は非常に心強く、まちとしましても、このような取組を積極的に支援してまいります。

昨年に引き続き実施される本町を活動フィールドとしたアーティスト滞在型芸術制作のZEN AIR（ゼン・エアー）では、今年度、ブラジルからポートレート作品の制作もされるカミラ・スヴェンソン氏、オランダから自然素材を使った立体造形をされるミャオ・リー氏のお二人が、本町で活動されると伺っております。11月の成果発表はもとより、学校等でのワークショップ、地域の人たちとの交流など、芸術家のお二人の活動を楽しみにしております。

農林関係では、永平寺テロワールの一環で、農業を核とした経済活動、地域の活性化、持続可能な農村づくりを目指すため、7月に一般社団法人持続可能な地域社会研究所のコーディネーターが現地調査を行いました。その後、吉峰の吉峯梅庵において、シンフォニー吉田酒造株式会社様や上志比グリーンファームの方々、関係区長、まちづくり株式会社ZENコネクト、県、町、地元の方々による意見交換会やワークショップを開催いたしました。今後、コーディネーターが皆様の意見や課題等の取りまとめを行い、協議を重ねて、地域内の様々な関係主体が参加した運営組織を今年度中に立ち上げる予定であり、まちとしましてもしっかりと支援していく所存でございます。

いちほまれについては、本年より作付面積の拡大とともに品質向上を図り、いちほまれの里として産地化に取り組んでおります。町の特別栽培いちほまれ生産者がマイスターに認定され、7月には東京で開催されたこだわりの米産地説明会にて、約40名の関東圏の米穀販売店に対して永平寺町産の特別栽培いちほまれアピールをされました。

また、8月6日には、いちほまれ収穫までの決起集会である令和6年度いちほまれ総仕上げ大会において、本町をいちほまれの産地にすることを発表されました。生産者、JA、県、町が一丸となり、いちほまれの産地化を進めていく所存でございます。

続いて、デマンド型交通事業について申し上げます。地域に適した公共交通サービスの在り方については、少子高齢化や運転手不足による路線バスの減便など、地域の移動課題は本町に限らず厳しさを増しています。免許返納後の移動手段の確保や路線バスの減便による影響調査も含め、町内2地域で事業者委託によるデマンド型交通の試験走行を計画しております。試験走行では、住民の利用ニーズを確認しつつ、交通事業者が運用できる運行形態についても検討してまいります。地域に適した公共交通サービスの導入に向けて、引き続き様々な視点から検討を行い、取り組んでまいります。

次に、宅地造成事業の進捗と今後の予定について申し上げます。上志比地区清水で昨年から実施しておりました宅地造成について、造成や道路拡幅工事がほぼ完了いたしました。分筆登記などの業務が残っておりますが、業務が完了次第、今月中を目標に宅地分譲を開始したいと考えております。これで周辺の民間造成区域と合わせて5区画の住宅地が整備されることとなります。町が分譲する3区画にあつては、不動産団体、金融機関と連携しながら早期の完成を目指し、町内への転入移転と転出抑制を図ってまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず報告が1件でございます。

報告第3号は、令和5年度決算に伴い、財政健全化判断比率等を取りまとめましたので、5つの財政指標について報告するものです。

続いて、承認が1件でございます。

承認第18号は、一般会計予算の補正を8月9日に専決処分させていただきました。

続いて、議案は、決算認定が2件、補正予算が4件、条例改正が4件、条例制定が1件、条例廃止が1件、請負契約締結が1件の計13件でございます。

決算認定は、一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

補正予算は、一般会計、後期高齢者医療特別会計、町立在宅訪問診療所特別会計、土地開発事業特別会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

条例関連は、税条例、町子どもの医療費助成に関する条例、国民健康保険条例及び公園条例の一部を改正、町立在宅訪問診療所基金条例を新たに制定、永平寺農家高齢者創作館条例を廃止するものでございます。

また、請負契約締結は、8月1日に仮契約しました松岡総合運動公園ナイター照明改修工事でございます。

続いて、諮問が2件でございます。諮問第3号及び諮問第4号は、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。

以上、本定例会の開会に当たり議案等の概要を申し上げましたが、詳細については上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第3号 令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、報告第3号 令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、ご報告申し上げます。

財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、実質公債費比率をはじめとする5つの指標を監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

令和5年度決算における本町の状況は、いずれの指標においても国が健全と認める基準内となっております。

以上、令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、報告第3号、令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等についての補足説明をいたします。

議案書の2ページをお願いします。

5つの指標の状況について、ご報告申し上げます。

まず実質赤字比率につきましては、一般会計等の赤字の程度を指標化して財政運営の悪化の度合いを示すものでございます。本町におきまして令和5年度は黒字となっており、早期健全化基準である赤字率14.27%を下回っております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計のほか、特別会計、企業会計の全ての会計を合算し、赤字の度合いを指標化したものですが、本町では全ての会計が黒字となっており、早期健全化基準である赤字率19.27%を下回っております。

次に、実質公債費比率につきましては、地方債の返済額等を指標化して町の収入に対する負債返済の割合を示したものでございます。令和3年度から令和5年度までの3か年の平均で表される実質公債費比率は7.5%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来財政が圧迫される度合いを示したものでございます。令和5年度末時点での地方債や基金の残高などを基に算出した将来負担比率はマイナス計上となっており、早期健全化基準である350%を下回っております。

最後に、公営企業における資金不足比率につきましては、上水道事業会計をはじめとする公営企業全4会計について実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており、早期健全化基準である20%を下回っております。

なお、3ページから9ページにつきましては、監査委員の審査の結果、提出された意見書でございます。

以上、令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和5年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第18号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第5、承認第18号、令和6年度永平寺町一般会

計補正予算の専決処分の承認について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第18号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年8月9日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を得るものでございます。

議案書13ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ210万7,000円を追加し、補正後の予算総額を101億6,791万4,000円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、14ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、承認第18号の提案理由といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、承認第18号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。

上段、款3民生費、項1社会福祉費では、目7健康福祉施設費におきまして、8月7日に発生しました永平寺温泉禅の里の排水管詰まりの対応費用を計上するものでございます。排水管内の調査や詰まりを解消するための作業委託など委託料が38万円、鋳鉄製の保護蓋を設置する工事費が13万2,000円でございます。施工につきましては、8月19日で全て完了しております。

下段、款7商工費、項1商工費では、目2商工振興費におきまして、7月21日の落雷により被害を受けました、道の駅の防犯カメラ設備及び防災基盤設備の復旧費用を計上するものです。防災基盤設備の調査費用としまして委託料が5万5,000円、あと、防犯カメラ設備一式の設置費用としまして工事請負費154万円でございます。なお、施工につきましては8月27日で完了しております。

以上、承認第18号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認

についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（酒井圭治君） これより、予算説明資料に基づき審議を行いますので、8月26日全員協議会資料8ページ、令和6年度8月9日専決補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（酒井圭治君） ないようですから、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

- 6番（金元直栄君） 禅の里温泉の排水管が上蓋の落下によって詰まったということですが、枠が壊れたという話ですが、この鉄蓋って耐過重というのがあると思います。私たちは土地改良をやっていると、農道にいろいろなマンホールの蓋があるわけです。ところが耐4トンというのを使っていても割れることがある。土建業者の4トンのトラックが満載して走ったりしてというのがあったりするわけです。そのことを考えると、駐車場内にあるということですが、どれくらいのを今まで使っていたのを、今度はそれなりに壊れないようにするには、どうしていくのかということを詳しく説明していただくとありがたいです。

- 議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

- 福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、説明をさせていただきます。

駐車場内に設置してありますのが壊れたということですが、塩ビ柵を当初設置しておりました。柵周辺の舗装が劣化して、少し段差が発生しております。そこに車両の想定を超える荷重がかかりまして、柵の受枠が破損してしまった。それで受枠の中にある蓋のみが排水管内に落ちてしまったということでございます。

今回、新たに鉄蓋で入れ替える工事費を計上しまして、鉄蓋に交換したところでございます。

以上でございます。

- 議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

- 6番（金元直栄君） 鉄蓋に交換するというのは聞いたのですが、その耐過重とかということであるのと、あと駐車場は上に舗装するのが一般道路とは違うと思うのやね、耐荷重性が。そのことを考えると、そういう施設のものがあると

ころについては、もう少し根本的に考えた対応をしておかないと、また起こる可能性があります。長年にわたると、公共施設で造成から建設まで同じ年度内にしないと補助金が下りないとかいう問題もあったりして、地盤沈下も重なることになると思います。そのことをやっぱりきちっとしておかないと、また起こることもあり得るし、逆にこれは禅の里温泉だけの問題ではないです。十分やっぱりそこは駐車場内にあるいろいろな柵や、そこにかかっているマンホールの蓋も含めてどうしていくのか、やっぱりきちっと、こういうのを教訓にして考えてほしいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 禅の里温泉の施設内の柵ですけれども、今回の壊れた柵も合わせて6か所ございました。全て塩ビ製でございます。ほかの5か所について調査をさせていただきましたが、直接、車両等が乗るところに柵は設置しておりませんでした。どちらかという建物に近いところに設置してあるところがございます。そこにつきましてはちょっと舗装面の沈下があるのですけれども、その辺も含めて当初予算のほうで修繕を検討していきたいと思います。もう少し施設内のほかの状況も見合わせながら対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 通常、マンホールといいますと、道路関係、そういったところだと20トン、25トンという荷重があるかと思います。ただ、今回の場合だと施設内でのマンホールということですので、通常だと標準で14トンクラスのマンホールを導入するというような形で対応していると考えられます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員がおっしゃっている、今回のここは基準どおりには設計はしてやっているのですが、今回こういった事例がありました。今まであったように車がかかってしまうところにやっぱりあったというのが問題。これから公共施設はいろいろなところも多分恐らく一緒な基準でなっていると思うのですが、まず車にかかるところ、そしてあと今回の事例を教訓に周りの舗装が痛んでいるなど、今回いい教訓になりましたので、それを基に契約管財課中心にまた調査をしていきたいなと思います。

ただ、今ある既存のそこを全部入れ替えるとなると、またちょっと大変なこと

になりますので、まずは今回の事例を基にどこをどうしたらいいかということをしっかり分析して、来年にしっかり対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 対応はそれでいいと思います。やっていってほしいと思います。

ただ、駐車場にある、そういういろいろな柵ですと、駐車場の地盤沈下も重なったりすると、表面から飛び出ていることがあって、除雪するときに引っ掛けるというのはよくあります。グレーチングを引っ掛けて、それで車が壊れたというのは、ここにも賠償で出てきたことがありますけれども、それを考えると、やっぱり駐車場内は、これを契機に、いろいろなところでどういう状況にあるのかというのは総点検したほうがいいと思います。そのほうがかえって将来にわたって安くなる可能性がある、安全にもつながるということでぜひ考えてほしいと思います。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今ほどの件につきまして、後日、施設担当課それぞれ駐車場の点検、通常もしておりますが、そういったところも十分注意しながら点検するよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

点検は定期的に3か月あたりで、必ず施設回り、駐車場も当然含めてですが、前回、損害賠償の件もございましたし、点検のほうは実施しております。さらに、そういった視点も含めて点検を充実させていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 道の駅の落雷の修繕ですけれども、これだけ気候変動があって、いろいろな災害が起こるわけですが、それは公共施設をどう守っていくかということになるのだらうと思います。この予算については特にどうということではないのですが、そういった意味での財源確保というところでは、ある意味、民間企業の保険なんか適用されているなど、あるいは損害賠償の町村会等の保険に入ることが有効かなと思うのですけれども、こういった施設ではなくて附属品ですけれども、火災保険とか、そういう公共施設はどのような状況になっているのかなと思ひまして、お聞きします。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今ほどご質問の中にもありましたが、町村会の共済の保険というのにも今回のこのカメラは実際に加入しております。今回、落雷によりまして被害を受けた施設の設備なんかも共済の保険に加入しておりますが、一部加入していないものもございますので、今回また予算要求時には、その辺の設備を洗い出して、加入しているかどうか、できるだけ加入するよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

建物については全ての建物は共済に加入しておりますが、中の設備については利用度の低い施設は加入いたしておりません。例えば、今回、上志比の人希の里公園の管理棟ですけれども、こちらは陶芸教室とかというのをやっているところですが、使用頻度といいますか、そこにあるエアコンが被災したわけですけれども、これについては使用頻度が低いため、今回加入はしてございませんでした。これが1例でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、今回、道の駅は加入しているということで、今回、財源的には一般財源になっていきますけれども、後に保険として適用されるという見込みはあるということですか。

○議長（酒井圭治君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） こちらの被災につきましても町村会に速報で上げまして、被害状況ということで提出してございます。こちらは確定しましたら財源組替えということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第18号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第61号 令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第7 議案第62号 令和5年度永平寺町上下水道会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第6、議案第61号、令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第7、議案第62号、令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての2件を一括議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第61号、令和5年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び議案第62号、令和5年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第61号につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定をお願いするものでございます。

各会計の決算状況をご報告いたします。

決算書102ページをご覧ください。

一般会計につきましては、歳入総額は104億385万4,000円で、前年度に比べ10億2,046万2,000円、率にして8.9%の減、歳出総額は98億8,847万6,000円で、前年度に比べ12億977万5,000円、率にして10.9%の減でございます。一般会計歳入歳出の差引額は5億1,537万8,000円ではありますが、翌年度への繰越明許費繰越額3,083万9,000円がありますので、この分を差し引きますと、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は4億8,453万9,000円となりました。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計についてご説明いたします。

決算書120ページをご覧ください。

歳入総額は17億678万3,000円で、前年度比2,521万4,000円、1.5%の減、歳出総額は15億6,240万6,000円で、前年度比902万3,000円、0.6%の減でございます。実質収支額は1億4,437万7,000円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

決算書128ページをご覧ください。

歳入総額は2億8,768万2,000円で、前年度比1,472万3,000円、5.4%の増、歳出総額は2億8,710万3,000円で、前年度比1,425万6,000円、5.2%の増でございます。実質収支額は57万9,000円でございます。

次に、介護保険特別会計についてご説明いたします。

決算書145ページをご覧ください。

歳入総額は22億7,517万7,000円で、前年度比5,005万9,000円、2.3%の増、歳出総額は21億5,441万2,000円で、前年度比4,616万3,000円、2.2%の増でございます。実質収支額は1億2,076万5,000円でございます。

次に、町立訪問診療所特別会計についてご説明いたします。

決算書154ページをご覧ください。

歳入総額は1億6,491万6,000円で、前年度比2,068万5,000円、14.3%の増、歳出総額は1億2,909万3,000円で、前年度比987万8,000円、率にして8.3%の増でございます。実質収支額は3,582万3,000円でございます。

次に、下水道事業特別会計について、ご説明いたします。

決算書166ページをご覧ください。

歳入総額は7億2,346万9,000円で、前年度比1,170万1,000円、1.6%の減、歳出総額は4億5,490万2,000円で、前年度比2億7,871万2,000円、38.0%の減でございます。実質収支額は2億6,856万7,000円で、下水道事業会計に引き継がれます。

次に、農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

決算書176ページをご覧ください。

歳入総額は1億7,572万円で、前年度比242万8,000円、1.4%

の増、歳出総額は1億5,867万5,000円で、前年度比931万1,000円、5.5%の減でございます。実質収支額は1,704万5,000円で、これも下水道事業会計に引き継がれます。

次に、土地開発事業特別会計についてご説明いたします。

決算書184ページをご覧ください。

歳入総額は311万7,000円で前年度比195万2,000円、167.6%の増、歳出総額は116万1,000円で前年度比4,000円、0.3%の減でございます。歳入歳出の差引額は195万6,000円となりますが、翌年度の繰越明許費繰越額195万6,000円がありますので、この分を差し引きますと実質収支額は0円でございます。

続きまして、令和5年度基金についてご説明いたします。

決算書193ページ、下段の表をご覧ください。

財政調整基金をはじめとする一般会計分の基金総額は、前年度末現在高から1億78万9,228円を積み立て、1億1,956万6,926円を取り崩しましたので、年度末現在高は50億3,156万738円でございます。

決算書194ページをご覧ください。

特別会計の基金でございます。

国民健康保険基金は、貯金利子分1万3,264円を積み立てました。

介護給付費準備基金でも貯金利子分9万8,497円を積み立てました。

下水道事業基金及び農業集落排水事業基金につきましては、公営企業会計の引継ぎとなりますので、基金残高を0円としております。

続きまして、議案第62号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定をお願いするものでございます。また、あわせて同法第32条第3項の規定に基づき、剰余金処分の議決をお願いするものでございます。

初めに、決算について、ご説明申し上げます。

議案書の115ページをご覧ください。

収益的収支の成果を表す損益計算につきましては、営業費用における原水及び浄水費の修繕費並びに動力費及び総がかり費における委託料が前年度より減少したことから、純利益は前年度より1,729万5,000円増の5,256万2,000円となりました。

次に、議案書116ページから117ページをご覧ください。

財産総額を表す貸借対照表につきましては、建設改良などに伴う資本金が増加しましたが、資産の減価償却が進んだことなどから、資産の額及び負債資産の合計額はそれぞれ32億2,153万2,000円となりました。

次に、剰余金の処分についてご説明申し上げます。

上水道事業会計決算書8ページをご覧ください。

剰余金の処分につきましては、資本的支出の補填財源として取崩しを行った積立金6,000万円を資本金に組み入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益5,256万2,041円を減債積立金に263万円、建設改良積立金に4,993万2,040円積み立てる処分をお願いするものでございます。

以上、議案第61号及び議案62号の提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、ご認定並びにご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

ただいま議題となっております日程第6、議案第61号及び日程第7、議案第62号の2件を会議規則第39条第1項の規定により予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第 8 議案第63号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 9 議案第64号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第65号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第66号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第66号、令和6年度永平寺町土地開

発事業特別会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第63号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第66号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

議案書120ページをご覧ください。

まず、議案第63号、一般会計補正予算では、第1条において歳入歳出それぞれ1億7,880万4,000円を追加し、補正後の予算総額を103億4,671万8,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、121ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書137ページをご覧ください。

議案第64号、後期高齢者医療特別会計補正予算では、第1条において歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の予算総額を3億781万3,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、138ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書146ページをご覧ください。

議案第65号、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算では、第1条において歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,127万5,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、147ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書155ページをご覧ください。

議案第66号、土地開発事業特別会計補正予算では、第1条において歳入歳出それぞれ4,511万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5,816万2,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、156ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、議案第63号から議案第66号までの提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第67号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第12、議案第67号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第67号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書162ページをご覧ください。

地方税法が令和6年3月に改正されたことに伴い、税条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第67号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 議案第68号 永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第13、議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第68号、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書163ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月に公布されたことに伴い、子どもの医療費助成に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第68号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第69号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第14、議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第69号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書164ページをご覧ください。

国民健康保険法が令和5年6月に改正されたことに伴い、国民健康保険条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第69号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第70号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第15、議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第70号、永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書165ページをご覧ください。

松岡西公園の整備に伴い、永平寺町の設置する公園として追加するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第70号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第71号 永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第16、議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第71号、永平寺町立在宅訪問診療所基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書166ページをご覧ください。

永平寺町立在宅訪問診療所特別会計の各会計年度において生じた剰余金を将来における施設等の整備及び管理、運営に要する資金に充てるための条例を制定するものでございます。

以上、議案第71号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第72号 永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第17、議案第72号、永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第72号、永平寺町永平寺農家高齢者創作館条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書168ページをご覧ください。

永平寺農家高齢者創作館は耐震基準を満たしておらず解体撤去するため、この施設の設置、管理等を定めた条例を廃止するものでございます。

以上、議案第72号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議案第73号 松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第18、議案第73号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第73号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

議案書169ページをご覧ください。

本入札が去る7月25日に執行され、契約相手方と工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上の工事の請負となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第73号の提案理由といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 補足説明はございません。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

議案第73号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第57号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決いたします。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第57号、松岡総合運動公園ナイター照明改修工事の請負契約の締結についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第19 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第19、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

議案書170ページをご覧ください。

永平寺町人権擁護委員が本年12月31日をもって任期満了となるため、以降の委員候補者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦する者の氏名は山下正明氏でございます。

山下氏は、現在1期目の人権擁護委員としてご活動いただいております。人格、識見が高く、人権擁護についてのご理解も深い方でございますので、引き続き推薦するものでございます。

山下氏の略歴につきましては、171ページのとおりでございます。

以上、諮問第3号の提案といたします。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、山下正明君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、山下正明君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第20 諮問第4号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第20、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

議案書172ページをご覧ください。

永平寺町人権擁護委員が本年12月31日をもって任期満了となるため、以降の委員候補者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦する者の氏名は南部聡美氏でございます。

南部氏は、現在1期目の人権擁護委員として活動いただいております、人格、識見が高く、人権擁護についてのご理解も深い方でございますので、引き続き推薦するものでございます。

南部氏の略歴につきましては、173ページのとおりでございます。

以上、諮問第4号の提案理由といたします。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、南部聡美君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、南部聡美君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第21 請願第3号 訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第21、請願第3号、訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を議題とします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号、基本報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書の件を請願文書表のとおり教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願い申し上げます。

～日程第22 請願第4号 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」提出を求める請願書～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第22、請願第4号、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願書の件を請願文書表のとおり総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第23 議員派遣の件～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については議長に一任願いたい

と思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日9月3日から9月8日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月8日までを休会といたします。

なお、9月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日は、どうもご苦勞さまでした。

(午前11時07分 散会)